様式第三十三号の二の四（第二面）注意1に係る部分中「申請者本人が」の下に「、原則として」を加え、同様式（第二面）注意2(2)に係る部分中「教育訓練経費の支払いを一括で行っている場合、２回目以降の支給申請では教育訓練実施者の発行する「領収書の写し（原本の写しであることの証明付き）」を提出してください。」を削り、同改正規定のうち様式第三十三号の二の五（第二面）注意1に係る部分中「申請者本人が」の下に「、原則として」を加え、同様式（第二面）注意2(2)に係る部分中「の写し（原本の写しであることの証明付き）」を削り、同改正規定のうち様式第三十三号の二の七（第一面）に係る部分中

	「(1)教育訓練が行われなかった日（日・祝日等）	＝印
	(2)教育訓練を受けなかった日のうち	「(1)教
ア	疾病又は負傷による場合	○印　を　(2)教
イ	ア以外でやむを得ない理由がある場合	△印　(3)教
ウ	やむを得ない理由がない場合	×印」

育訓練が行われなかった日（日・祝日等）＝印
育訓練を一部のみ受けた日　△印　に改め、「上記の記載事実に誤りのないことを証明
育訓練を受けなかった日　×印」

する。」の下に「平成　年　月　日」を加え、同様式（第二面）注意4に係る部分中「出席等日数」を「出席日数」に改め、「、証明対象期間が２か月ある場合は、２か月分をまとめて記入すること。」の下に「遅刻、早退は訓練実施日あたり２分の１以上の出席があった場合、カレンダーに△を付け、出席日数に0.5日として算入すること。」を加え、「○と」を削り、「合計を記載すること。」の下に「小数点以下の端数は切り捨てること。」を加える。

様式第三十三号の五（第二面）の改正規定中「第二面）」の下に「注意1中「10日」の下に「(10日を超える場合は就業していると認められる時間が80時間）」を加え、同様式」を「17欄」に」の下に「「全日にわたって育児休業している日（日曜日、祝日等のような所定労働日以外の日も含みます。）の数」を「就業した日数」に」を加える。

様式第三十三号の五の二の改正規定のうち様式第三十三号の五の二（第二面）注意3(2)に係る部分中「全日にわたって育児休業している日（日曜日、祝祭日等のような所定労働日以外の日も含みます。）の数」を「就業した日数」に改める。

附則第一条第三号中「様式第十七号の改正規定」の下に「、様式第十八号の改正規定」を加える。

附則第二条第五項中「以後に」の下に「開始する」を加え、「第六十一条の四第一項」を「第六十一条の四第三項」に、「休業を開始した者から」を「支給単位期間について」に、「同項に規定する休業を開始した者」を「開始された同項に規定する支給単位期間」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、第一条中様式第十号の四の改正規定及び様式第三十三号の二の改正規定（「申請者本人が」の下に「、原則として」を加える部分を除く。）は、平成二十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の雇用保険法施行規則（以下この条において「新雇保則」という。）様式第十号の四による未支給失業等給付請求書、新雇保則様式第十一号による雇用保険受給資格者証、新雇保則様式第十八号による払渡希望金融機関指定届及び払渡希望金融機関変更届、新雇保則様式第三十三号の二による教育訓練給付金支給申請書、新雇保則様式第三十三号の五による育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書並びに新雇保則様式第三十七号による雇用保険被保険者転勤届光ディスク等提出用総括票は、当分の間、なお同条の規定による改正前の雇用保険法施行規則の相当様式によることができる。

厚生労働省
○経済産業省
環境省令第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三条第一項第四号並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第三条第一項第一号及び第三号の規定に基づき、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和四十九年通商産業省厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第二備考２中「別紙として以下の書類を」を「中間物としての新規化学物質の年度ごとの製造（輸入）予定数量が１トンを超える場合は、別紙として以下の(1)から(5)までに掲げる書類を、当該数量が１トン以下の場合は、別紙として以下の(6)から(8)までに掲げる書類を、それぞれ」に改め、同２に次のように加える。

(6)　申出をする年度の製造（輸入）予定数量が１トン以下であることを説明した書面

(7)　製造に係る新規化学物質及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置並びに出荷形態の概要を記載した書面

(8)　製造（輸入）しようとする事業者における化学物質の管理体制の概要を記載した書面

様式第三備考に次のように加える。

４．様式第２による申出に係る新規化学物質の年度ごとの製造（輸入）予定数量が１トンを超える場合は、別紙として以下の１から８までに掲げる事項を記載した書類を、当該数量が１トン以下の場合は、別紙として以下の１、２及び７から10までに掲げる事項を記載した書類を、それぞれ添付すること。

様式第三別紙８中「を説明した書面」を削り、同８に次のように加える。

９．取扱いにあたつて新規化学物質による環境の汚染を防止するために講じられる措置の概要

10．１．の使用する者における化学物質の管理体制の概要

様式第六備考２中「別紙として以下の書類を」を「輸出するための新規化学物質の年度ごとの製造（輸入）予定数量が１トンを超える場合は、別紙として以下の(1)から(5)までに掲げる書類を、当該数量が１トン以下の場合は、別紙として以下の(6)から(8)までに掲げる書類を、それぞれ」に改め、同２に次のように加える。

(6)　申出をする年度の製造（輸入）予定数量が１トン以下であることを説明した書面

(7)　製造に係る新規化学物質及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置並びに出荷形態の概要を記載した書面

(8)　製造（輸入）しようとする者における化学物質の管理体制の概要を記載した書面

様式第七備考に次のように加える。

４．様式第６による申出に係る新規化学物質の年度ごとの製造（輸入）予定数量が１トンを超える場合は、別紙として以下の１から５までに掲げる事項を記載した書類を、当該数量が１トン以下の場合は、別紙として以下の１から３まで及び５に掲げる事項を記載した書類を、それぞれ添付すること。

様式第七別紙５中「を説明した書面」を削る。